

議案第 4 2 号

幸手市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

幸手市放課後児童クラブ設置条例（昭和 5 4 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幸手市放課後児童クラブ設置及び管理条例

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（業務）

第 3 条 児童クラブは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

第 4 条を第 1 8 条とし、第 3 条の次に次の 1 4 条を加える。

（休室日）

第 4 条 児童クラブの休室日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- （3） 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める日

（開室時間）

第 5 条 児童クラブの開室時間は、次のとおりとする。

- （1） 月曜日から金曜日まで 授業終了後から午後 7 時まで
- （2） 土曜日 午前 7 時 3 0 分から午後 6 時まで
- （3） 幸手市立小・中学校管理規則（平成 2 4 年幸手市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 1 項第 3 号から第 9 号までに規定する休業日 午前 7 時 3 0 分から午後 7 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開室時間を変更することができる。

(入室対象児童)

第6条 児童クラブの入室対象児童は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 幸手市立の小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいないもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

(入室の申請及び承認等)

第7条 児童を児童クラブに入室させようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長に入室の申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた事項に変更が生じ、当該承認に係る事項を変更しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長に変更の届出を行わなければならない。

(入室承認の取消し等)

第8条 市長は、前条の規定により児童クラブの入室の承認を受けて利用する児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するとき又は児童クラブの管理上特に必要があるときは、入室の承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により入室の承認を受けたとき。

(3) 入室の条件又は職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって児童又は保護者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(損害賠償)

第9条 保護者は、入室した児童が自己の責めに帰すべき理由により、児童クラブの施設若しくは設備を損傷し、又は児童クラブの物品を滅失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(保育料等)

第10条 保護者は、保育料を納入しなければならない。

2 保育料の額は、児童1人につき別表第2のとおりとする。ただし、月の途中か

ら保育を始める場合又は月の途中において保育を終える場合の保育料は、日割りによって計算する。

3 市長は、保育料のほか、第3条各号に掲げる業務の実施に伴い必要となる費用の実費相当額を保護者から徴収することができる。

4 保護者は、毎月指定された日までに保育料を納入しなければならない。

(保育料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する保育料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による適用を受ける被保護世帯

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母子家庭等

(3) 複数の児童が同時に児童クラブに入室している世帯

(保育料の還付)

第12条 既納の保育料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 児童クラブの管理上特に必要があるため、市長が入室の承認を取り消したとき。

(2) 児童又は保護者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用できないとき。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、児童クラブの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童クラブの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 児童クラブの施設（設備及び備品を含む。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、児童クラブの管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、児童クラブの休室日を変更し、若しくは臨時に休室日を設け、又は開室時間を変更することができる。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第14条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に児童クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第2に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金のほか、第3条各号に掲げる業務の実施に伴い必要となる費用の実費相当額を保護者から徴収することができる。

(利用料金の納付)

第15条 保護者は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納付期限までに指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、第11条で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第17条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 児童又は保護者の責任によらない理由により、施設等を利用することができないとき。

(2) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が利用を取り消したとき。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第10条関係）

区分	保育料（月額）
小学校第1学年～第3学年	8,700円

小学校第4学年～第6学年	7,700円
--------------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 入室の承認及び指定管理者の指定並びにこれらに係る手続その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和6年6月3日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

放課後児童クラブについて、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理が可能とするために必要な管理運営、保育料等の規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。